

## 熊本家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

### 第1 開催日時等

- 1 日 時 平成25年5月24日（金）午後1時30分～午後2時35分
- 2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室
- 3 出席者  
（委員） 阿部広美，家入尚美，伊東謙一郎，上村宏渕，小田浩一，桂木正樹，栗木 傑，遠山廣直，農 孝生，松村俊宏（五十音順）  
（事務局等） 事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，事務局次長，次席家庭裁判所調査官，総務課長
- 4 意見交換テーマ  
少年事件について

### 第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

- 1 開 会
- 2 新任委員のあいさつ
- 3 委員長選任
- 4 議事  
少年事件について，①少年事件の一般的説明，②少年事件の動向，③当庁における教育的措置等について，次席家庭裁判所調査官から説明を行った。  
◎ 今の説明について意見,感想あるいは提案はないか。  
○ 触法少年は14歳未満が原則とのことだが，14歳未満の少年の措置について一定の基準というのがあれば教えてほしい。  
◇ 裁判官の判断事項である。ただ，低年齢のしかも14歳未満の少年については，元々児童福祉的な措置を優先させるため，まずは児童相談所が関わり，指導していただくことになる。また，矯正教育が必要となれば，触法事案として少年院への送致となる場合もあり得るが，そういう事案は相当な非行性

があり重大な事案であると考えられる。

- 最近、担当の裁判官が審判に至る前に付添人を含めて熱心に2, 3回カンファレンスをしていただいたことがある。

少年友の会は他県にもあるが、熊本の少年友の会は非常に熱心で、少年とその家族に寄り添う形での活動が特徴的なので、そのあたりを皆さんに知っていただきたい。

カンファレンスをすることで、弁護士の付添人と少年友の会の付添人と家裁調査官の役割分担をどういう形でどこに誰がアプローチをしていってその少年が抱える問題を解決していくかということはかなり事前に打ち合わせをして進めることができるが、これは熊本家裁の特徴だと思う。

裁判官が異動されても、今後も続けていただきたい。

- ◎ 先ほど、低年齢化が進んでいるという指摘があったが、それについての保護的措置について、例えば義務教育との関係で限界があると思われるところもあるので、何かアイデア等があれば裁判所もありがたいと思う。

- ◇ 先ほど話したとおり、社会奉仕活動の一環として熊本城清掃に参加してもらおうが、主に学校に行っていない有職少年を対象にしている。中学生を参加させるのは学校を休ませなければならないので悩ましい。中学生とか年齢の低い少年にできるこのような体験学習的なものがないかという点でアイデアをいただければと思う。

- 低年齢化という点について、熊本の場合、以前、スクールソーシャルワーカーの人数が足りないということを聞いたが、現状はどうかと思っている。

特に家庭内の教育の問題も犯罪には影響していると思うが、犯罪の抑止効果というところでの環境整備という点でのスクールソーシャルワーカーに興味があるのだが、その現状はどうか。

- ◇ 熊本のスクールソーシャルワーカーの人数や活動状況の現状について把握はしていない。

- 県内で十数名ということであり、ほとんど県内の少年をカバーができない

とのことであった。その際、抑止効果という点での環境整備が一番欠落していると思った次第である。

- スクールソーシャルワーカーは臨床心理士の資格が必要で、数が限られている。教育委員会では中学校単位で1校に1名を配置しようとしているが、問題の多い学校の方に重点が置かれている状況である。
- 個別の事件に関してではなく、家庭裁判所と教育現場との連携はどうなっているのか。何らかの協議会を実施する等の場はあるのか。
- ◇ 毎年1回中学校との連絡協議会を実施している。今年も熊本家裁本庁と八代支部において予定している。

また、熊本市内の生活指導の先生方が集まってとの協議会を行っている場がある。この場に個別の事件の話ではなく、意見交換を行いたいという案内もあるのでそのような場にも裁判所としても参加していく予定である。

- 先ほど低年齢化という話が出たが、家庭裁判所においてはその背景についてはどのように分析されているのか。
- ◇ 熊本に限らず全国的な問題でもあり、何が原因かということになると、きちんとした分析ができていないわけではあるが、家庭の機能が落ちてきているということは言えると思う。また、最近の事案を見るとインターネット、携帯電話といったものを使って、低年齢の小学生高学年位から関心を高めていくという社会的背景もあると思っている。
- ◎ 検察官という立場からの感想は、いかがか。
- 事件の傾向としては年齢を問わず、窃盗、主に万引きが目立つと思う。暴走行為で送致を受けることもあるが、話してみると非常に普通の少年だという印象が多い。何か、別に発散するところがあればこういう事態にはならなかっただろうという印象を持ったりする。いずれにせよ、ほぼ普通の少年ばかりという気もしており、検察官として直ちに刑事処分が必要とかいうことはなく、何か別途、保護的な措置が必要であると感じているところである。
- 万引きが多いという話であるが、私の実感では、以前は万引きをする少年は経済的に恵まれないというよりは、親の関心を引きたいということが原因

となっていたようなイメージがあった。

最近担当した事案では、親御さんに会ってみると本当に生活ぎりぎりの貧困家庭であった。

家庭裁判所では、両親ともいるのか、親の収入はどれくらいかだとか、事案ごとに例えば窃盗系の犯罪と粗暴系の犯罪に分けて、家族関係例えばDVがあるとかの統計はとられていたりするのか。

- ◇ 一般的にそのようなデータを特別抽出して分析しているわけではない。ただ、個別の事案について言えば、当然、調査はしている。
- 少年事件は社会のひずみが現れる部分だと思う。家庭裁判所に限ったことではないが、一番、社会への提言ができるだけの事案が集約されているので、例えば観護措置を受けた子に限ってでもよいので何らかの統計というか、事案を分析して社会への提言をしていただければいいと思っている。
- ◎ 事案の集積後の分析、数字の解釈については社会学的な観点からの考察が必要だと思うが、貴重な御意見でありがたい。

## 5 次回のテーマ

「家事事件手続法下の調停運営等について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

## 6 次回期日

平成25年10月25日（金）午後1時30分

## 7 閉会